

【一般競争入札総合評価方式（施工体制確認型）標準 型】
入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年6月3日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 浦辺 信一

1 工事概要

- (1) 工 事 名 那覇港（浦添ふ頭地区）臨港道路（浦添線）橋梁下部工（P 9）工事
（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県浦添市西洲地先
- (3) 工事内容 共通工、鋼管矢板井筒基礎工、橋脚躯体工
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成24年5月10日まで。
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (7) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者を対象とした試行工事である。ただし、次の点に留意すること。
 - 1) 会社代表者の変更等に伴いＩＣカードの再発行を申請中の場合で、技術資料提出期限までにＩＣカードが入手不可能な場合は、次の受付窓口に相談すること。
 - 2) 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体の入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。受付窓口：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係
電話098-866-0031（内線2528）
- 3) 以下、本公告文において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。
- (9) 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (10) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
- (11) 本工事は、沖縄総合事務局開発建設部管内（港湾・空港関係）において、過去に調査基準価格を下回って契約した工事「以下、低入札工事という」の工事成績が一定の

点数未満の者については、総合評価の得点を減点する試行工事である。

- (12) 本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供(ダウンロード)を行う工事である。
- (13) 本工事は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度港湾土木工事に係るB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、経過措置を申請した者については、再認定した一般競争参加資格が上記等級を満足しない場合は欠格とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 資料の提出及び入札等を全て電子入札システムで行える者であること。
- (5) 施工計画（様式4-2、4-3）が適正であること。
- (6) 平成8年度以降に、次に掲げる工事を元請けとして施工した実績（競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日迄に完成・引渡しが完了した工事）を有すること。（特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社以上が施工実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年4月1日以降に完成した沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（旧運輸省所掌の工事を含み、港湾空港関係に限る）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものは除く。

1) 次の 施工実績

海上部において、橋梁下部工（コンクリート橋脚に限る）を施工した実績（補強・維持工事等は除く）

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。

- 1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

1級建設機械施工技師の資格を有する者

技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、

林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業 - 農業土木」、「林業 - 森林土木」又は「水産 - 水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者

これらと同等以上の資格を有する者とし国土交通大臣が認定した者

- 2) 平成8年度以降に上記(6)に掲げる工事のうち、1) の施工実績に従事した経験を有する者であること。（特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社以上が施工実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年4月1日以降に完成した沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（旧運輸省所掌の工事を含み、港湾空港関係に限る）に係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものは除く。

- 3) 配置予定監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。ただし、技術資料提出期限日に監理技術者講習修了証が有効期限切れである場合は、監理技術者講習の受講予定が証明できる資料を添付するものとする。
- 4) 配置予定の技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として3ヶ月以上継続してあること。
- (8) 申請書及び技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 上記1.(1)に示した工事に係る設計業務、発注者支援業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。また発注者支援業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）
- (11) 沖縄県内に建設業法に基づく本店・支店又は営業所が存在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

・企業の基礎技術力、企業の信頼性・社会性及び地域課題への対応を評価する。

・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

1) 基礎点

競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

2) 加算点

企業の基礎技術力、企業の信頼性・社会性及び地域課題への対応に関する加算点については、入札説明書による。

3) 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。（入札説明書参照）

4) 加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）

加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、施工計画に与える加算点は、施工体制の評価後の点数割合を乗じた数値とする。

5) 総合評価

価格及び技術資料等に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、1)、3)及び4)により得られる基礎点、施工体制評価点及び見直し加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現の向上につながるかを審査するために、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するとともに、追加資料の提出を求める場合がある。

なお、競争参加資格確認申請書、入札書、工事費内訳調書等の内容により、十分に確認できる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

詳細は入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあること。

2) 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

3) 提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下「要求要件」という。）その他、詳細については入札説明書による。

(5) 必要に応じて技術資料のヒアリングを行う。

(6) 評価内容の担保

施工計画に記載された内容について、実際の施工に際しては技術資料に記載した施工方法により施工し、提案内容を満たす施工を行うものとする。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、工事成績評定点を減じる措置を行う。

(7) その他詳細については入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒900 - 0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 沖縄総合事務局開発建設部
管理課 契約第二係 電話098-866-0031（内線2528）

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成23年6月3日から平成23年7月29日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時15分まで。

ただし、やむ得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記(1)担当部局にて交付するのであらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法

平成23年6月6日から平成23年6月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時15分まで電子入札システムにより提出を行うこと。なお、申請書及び技術資料が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年6月6日から平成23年6月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時15分まで、上記4(1)に持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年8月1日午前10時。

2) 開札は、平成23年8月4日午後13時に沖縄総合事務局開発建設部入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、上記3に定める方法に従い、評価

値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、上記 3 に定める方法によって算出された評価値をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。（入札説明書を参照のこと。）

- (5) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。
- (10) 契約締結後の V E 提案
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等（以下「契約後 V E 提案」という。）に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。契約後 V E 提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 4 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (12) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
- (13) 詳細は入札説明書による。